

四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第23号

四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（平成28年四日市市規則第52号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p data-bbox="252 846 549 882"><u>（過料の処分の通知）</u></p> <p data-bbox="204 904 807 1115">第6条 <u>市長は、条例第8条の規定による過料の処分を行う場合には、過料処分決定通知書（第5号様式）を交付するものとする。</u></p> <p data-bbox="252 1720 357 1756"><u>（指導）</u></p> <p data-bbox="204 1778 807 1877">第7条 <u>客引き行為等の適正化を図るため、客引き行為等適正化指導員を置く。</u></p> <p data-bbox="204 1899 807 1998">2 <u>客引き行為等適正化指導員は、市長が任命する。</u></p> <p data-bbox="204 2020 807 2056">3 <u>客引き行為等適正化指導員は、客引</u></p> | <p data-bbox="890 846 979 882"><u>（指導）</u></p> <p data-bbox="842 904 1445 1003">第6条 <u>客引き行為等の適正化を図るため、客引き行為等適正化指導員を置く。</u></p> <p data-bbox="842 1137 1445 1236">2 <u>客引き行為等適正化指導員は、市長が任命する。</u></p> <p data-bbox="842 1258 1445 1639">3 <u>客引き行為等適正化指導員は、客引き行為等の防止に関する指導、勧告、中止命令等を行う場合においては、客引き行為等適正化指導員証（第5号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときには、これを提示するものとする。</u></p> |

き行為等の防止に関する指導、勧告、中止命令等を行う場合においては、客引き行為等適正化指導員証（第6号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときには、これを提示するものとする。

（事務の委任）

第8条 市長は、その権限に属する次に掲げる事務を客引き行為等適正化指導員に委任することができる。

(1) 条例第8条の規定による過料に関する滞納処分（以下「滞納処分」という。）のための滞納者の財産に係る質問又は検査に関すること。

(2) 滞納処分のための滞納者の物又は住居その他場所の捜索に関すること。

(3) 滞納者の財産差押に関すること。

2 前項の規定により事務を委任された者は、同項の事務を行う場合にあつては、その身分を証明する証票（第7号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 号  
年 月 日

## 勸告書

住所  
氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反となります。これまでもあなたが行った当該違反行為と同様の行為について、同条例第5条の規定に基づき指導しましたが、依然として改善されることなく当該違反行為を行ったので、直ちに当該違反行為をやめるよう同条例第5条第2項の規定に基づき勸告します。（この勸告に従わないときは、当該違反行為の中止を命令することになります。また、当該命令に違反した者は、同条例第7条第2項、同条第3項又は第8条の規定により、30万円以下若しくは20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料若しくは5万円以下の過料に処することとされています。）

### 記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの  
異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの  
わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの  
前3項の行為及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為を除き、安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所において、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

第2号様式（第3条、第4条関係）

## 受領書

私は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例に基づく（勧告・中止命令）を受け、  
（勧告書・中止命令書）（ 第 号）を確かに受け取りました。

年 月 日 時 分

住所

氏名

第 号  
年 月 日

## 中止命令書

住所

氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反となります。これまでもあなたが行った当該違反行為と同様の行為について、同条例第5条の規定に基づき指導及び勧告しましたが、依然として改善されることなく当該違反行為を行ったので、直ちに当該違反行為をやめるよう同条例第5条第3項の規定に基づき命じます。（この命令に違反した者は、同条例第7条第2項、同条例第3項又は第8条の規定により、30万円以下若しくは20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料若しくは5万円以下の過料に処することとされています。）

### 記

- 行為日時 年 月 日 時 分ころ
- 行為場所 四日市市
- 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの  
異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの  
わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの  
前3項の行為及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為を除き、安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所において、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号  
年 月 日

## 告知・弁明書

住所  
氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反しており、中止命令処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容  異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの  
 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの  
 わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの  
 前3項の行為及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為を除き、安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所において、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

- 4 弁明の機会の付与の方式 弁明書の提出
- 5 弁明書の提出先 四日市市役所市民文化部市民協働安全課
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日まで

（弁明書）

年 月 日

（あて先） 四日市市長

以下のとおり弁明します。

住所  
氏名

- 弁明の内容  上記告知のとおり認め、弁明することはありません。  
 次のとおり弁明します。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。

第 号  
年 月 日

# 過料処分決定通知書

住所

氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反となります。これまでもあなたが行った当該違反行為と同様の行為について、同条例第5条の規定に基づき指導、勧告及び中止命令を行いました。依然として改善されることなく当該違反行為を行ったことから、同条例第8条の規定に基づき金 円の過料に処することを決定しましたので、四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

## 記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容 安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所において、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ちしたもの（ただし、以下に掲げるものを除く）
  - ・異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの
  - ・異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの
  - ・わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの
  - ・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式（第7条関係）

（表）

|                     |
|---------------------|
| 第 号                 |
| 客引き行為等適正化指導員証       |
| 氏 名                 |
| 年 月 日               |
| 四日市市長 印             |
| （有効期限は、年 月 日までとする。） |

写真

上記の者は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則第7条第1項に規定する客引き行為等適正化指導員であることを証明する。

（裏）

1. 本証は、客引き行為等の防止に関する活動に従事中、常時携帯し必要に応じ提示すること。
2. 本証は、他人に貸与したり譲渡しないこと。
3. 本証を紛失したときは、直ちに再交付を願い出ること。
4. 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
5. 退職その他不要になったときは、返却すること。

縦5.5cm×横9.0cm



第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第8条関係）  
（表）

|                                      |   |   |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      | 第 | 号 |
| 客引き行為等の防止に関する条例に基づく<br>過料滞納者財産差押 職員証 |   |   |
| 氏 名                                  |   |   |
| 年 月 日                                |   |   |
| 四日市市長                                |   | 印 |
| （有効期限は、 年 月 日までとする。）                 |   |   |

（裏）

1. 本証は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第8条の規定による過料の滞納者の財産差押を行う場合又は財産差押に関する調査のため質問し、若しくは検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2. 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3. 本証は、他人に貸与したり譲渡しないこと。
4. 本証を紛失したときは、直ちに再交付を願い出ること。
5. 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
6. 退職その他不要になったときは、返却すること。

縦5.5cm×横9.0cm

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)